

航海傭船契約書

第一部 1/2

①	傭船者					
②	船主(運送人)					
③	船名	夏期積載総重量トン数			トン	
		総トン数			トン	
④	積地					
⑤	揚地					
⑥	貨物の種類及び数量	ただし、船脚又は船腹の許す限り満載のこと。 %増減船主任意のこと。				
⑦	運賃率					
⑧	運賃計算方法					
⑨	運賃支払日時・場所・方法					
⑩	船内荷役	積地	手配	揚地	手配	
			費用負担		費用負担	
⑪	代理店	積地		揚地		
⑫	碇泊期間	積地		揚地		
⑬	滞船料	1日につき				
⑭	早出料	1日につき				
⑮	本船の発航	本船が積地において碇泊期間を超えて 日間(C. Q. D. の場合は相当の期間)滞船したときは、船長は、直ちに本船を発航させることができる。				
⑯	積地回航順路					
⑰	積地回船日	年	月	日	本船が左記回船日前に入港したときには、碇泊期間は、開始しない。ただし、傭船者が荷役を開始したときは、荷役開始時より、碇泊期間は、開始する。	
⑱	解約期日	年	月	日	本船が左記期日までに船積準備完了しないときは、傭船者は、本契約を無償解除することができる。	
⑲	仲裁地	<input type="checkbox"/> 東京・ <input type="checkbox"/> 神戸				

本契約により発生する運賃、滞船料、早出料その他の費目に課される消費税額は、外枠表示とし、そのつど支払のこと。

⑳ 特 約 条 項

SAMPLE

上記①欄記載の傭船者（以下傭船者という）と上記②欄記載の船主（運送人）（以下船主（運送人）という）とは、本契約書第一部及び第二部の条項に基づき航海傭船契約を締結する。本契約を証するため本書2通を作成し、各自署名（記名）捺印の上、互いに1通を保有する。

年 月 日

船主（運送人）

傭船者

仲介人

第1条【堪航能力】

船主(運送人)は、本契約を履行するため、発航の当時、本船が堪航能力を保持するように相当の注意を払わなければならない。

第2条【積地及び揚地】

本船は、積地及び揚地の安全に碇泊できる場所において船積み又は荷揚げを行う。

第3条【荷役準備完了の通知】

船主(運送人)又は船長は、積地において本船の船積準備が完了したときは、傭船者又は荷送人に、揚地において本船の荷揚準備が完了したときは、傭船者又は荷受人に、それぞれその旨を通知しなければならない。

第4条【貨物の提供・引取り】

傭船者は、積地においては本船が船積みしうるよう本船船側にて貨物を提供し、揚地においては貨物を本船船側にて引き取らなければならない。

第5条【荷役用具の使用】

ウインチその他本船備付けの荷役用具で、荷役作業に必要なものは、傭船者において使用することができるが、すべて船長の指揮監督に従わなければならない。

第6条【C. Q. D.】

1. 本船の荷役作業は、積地又は揚地の慣習に従い、できるだけ迅速に行わなければならない。
2. 傭船者の責めに帰すべき事由により本船が相当と認められる期間を超えて滞船した場合には、傭船者は、船主(運送人)に対して第一部⑬欄記載の滞船料を支払わなければならない。

第7条【ランニング・レイデイズ】

1. ランニング・レイデイズは、船主(運送人)が第3条の通知を発した時から起算する。ただし、荷送人又は荷受人の所在を確知できないときは、本船の荷役準備完了の時から起算する。
2. 船込のため直ちに指定の積揚場所に着埠、繫留又は投錨できない場合、待機時間は、ランニング・レイデイズに算入し、港外より港内までの転錨時間を控除する。
3. 積地と揚地におけるそれぞれのランニング・レイデイズは、通算しない。
4. 荷役不能の時間で本船の船体・機関の故障その他船主(運送人)の責めに帰すべき事由による時間は、ランニング・レイデイズから控除する。
5. 本船が第一部⑫欄記載の碇泊期間を超えて碇泊を要するときは、傭船者は、船主(運送人)に対して第一部⑬欄記載の滞船料を支払わなければならない。
6. 傭船者が第一部⑫欄記載の碇泊期間内に船積み又は荷揚げを終わったときは、未使用の碇泊期間について、船主(運送人)は、傭船者に対して第一部⑭欄記載の早出料を支払わなければならない。

第8条【ウェザー・ワーキング・デイズ】

ウェザー・ワーキング・デイズの計算については、前条の規定を準用する。

第9条【デッド・フレイト】

傭船者の都合により、又は第一部⑩欄により本船が発航し、第一部⑥欄記載の貨物数量を船積みすることができなかった場合、傭船者は、船主(運送人)に対して第一部⑦及び⑧欄記載の運賃の全額を支払わなければならない。

第10条【船積み不能】

1. 船長が荒天、減水、結氷、変乱その他の天災不可抗力のため本船が到底船積みを終了する見込みがないと認めたときは、船主(運送人)又は船長は、傭船者にその旨を通知し、貨物の全部又は一部を積み残して直ちに本船を発航させることができる。ただし、事前に通知できない場合は、発航後遅滞なく通知しなければならない。この場合、船主(運送人)は、第一部⑦ないし⑨欄の記載により積高に従って運賃を取得するものとし、貨物の積残しについてはその責めを負わない。
2. 前項の場合、船主(運送人)は、傭船者に通知し、近接港において他の貨物を積み取ることができる。

第11条【相互免責】

官憲又はこれに類する者の抑留その他の処分、軍事行為、内乱、暴動、海賊、匪賊、船員の匪行、ストライキ、ロックアウト、火災、衝突、座洲、座礁、沈没、投荷その他の天災不可抗力により生じた損害については、当事者互いにその責めを負わない。

第12条【船主(運送人)の免責】

船主(運送人)は、船長その他の船員の航海上の過失により生じた貨物の損害についてはその責めを負わない。船長その他の船員の適当な注意の不足に起因しない貨物の損害についても、また同様である。

第13条【補償】

船長が傭船者の請求によって船荷証券その他の類似証券に署名することにより生じた第三者に対する船主(運送人)の本契約以上の責任と義務に対して、傭船者は、船主(運送人)に補償しなければならない。

第14条【甲板積】

船主(運送人)は、甲板積貨物の流失及び損傷についてはその責めを負わない。

第15条【危険品】

傭船者は、船主(運送人)の承認を得なければ、本船に発火性、引火性、爆発性、有毒性その他の危険性を有する貨物を積載することはできない。

第16条【特殊貨物】

1. 傭船者は、特別の注意又は取扱いを要する貨物については、予め船主(運送人)又は船長にその旨を通知しなければならない。
2. 前項の通知がなかった場合には、船主(運送人)は、特別の注意又は取扱いをしなかったことよって生じた損害についてはその責めを負わない。

第17条【一部傭船】

一部傭船の場合、船主(運送人)又は船長は、約定貨物の積入の前後を問わず、他の貨物を積入れることができる。

第18条【離路】

本船は、人命・財産若しくは船舶の救助、又は救助のための曳船、避難、必要品の積込、船員又は貨客に関する出来事その他正当な事由があるときは、航海又は航路を変更することができる。この場合、船主(運送人)又は船長は、その旨を遅滞なく傭船者に通知しなければならない。

第19条【水先人の使用】

水先人を使用するか否かは、本船の自由とする。

第20条【荷揚げ不能】

1. 船長が、第10条と同一の理由により、本船が到底揚地に入港し、又は荷揚げをすることができないと認めたときは、船主(運送人)又は船長は、傭船者の危険と費用とにおいて付近の安全な場所に荷揚げすることができる。この場合、第10条に準じて傭船者にその旨を通知しなければならない。
2. 前項の場合、船主(運送人)の一切の責任は、この荷揚げによって終了する。

第21条【運賃その他の請求権】

1. 本船が積地発航後本船の事故その他不可抗力によって航海を中止した場合でも、船主(運送人)又は船長は、第11条の規定にかかわらず、運賃、付随の費用、滞船料、立替金及び共同海損又は救助のため傭船者の負担しなければならない金額について請求権を失うことはない。
2. 前払運賃は、貨物の滅失又は毀損、航海又は運送の中止その他いかなる場合においても返還しない。

第22条【貨物の留置】

船主(運送人)又は船長は、本契約による請求金額について貨物を留置し、かつ、その支払を受けるために貨物を競売することができる。ただし、貨物を競売してもなお全額の支払を得ることができない場合には、その残額につき傭船者に対して請求することを妨げるものではない。

第23条【ストライキ】

1. 本船の積地到着前、貨物の船積みを妨げるストライキ又はロックアウトが発生し、積地到着までに終了する見込みのない場合、傭船者、船主(運送人)は、いずれも本契約を無償解除することができる。ストライキ又はロックアウトが本船の積地到着の時から船積み開始の時までに発生した場合には、傭船者は、本契約を無償解除するか、又は適正な待泊補償金を支払って本船を待泊させるか、いずれかを選ぶことができる。本船の船積み開始後ストライキ又はロックアウトが発生し、本船が一部貨物を船積みして発航した場合、傭船者は、積高による運賃及び滞船料(もしあれば)を支払わなければならない。この場合、船主(運送人)は、近接港において他の貨物を自由に積取ることができる。
2. 本船が揚地又はその港外に到着したとき貨物の荷揚げを妨げるストライキ又はロックアウトが進行しているか、又は到着後発生した場合には、傭船者は、適正な待泊補償金の半額を支払って本船

を待泊させるか、又は傭船者の費用において安全に荷揚げができる近接港へ揚地変更するか、いずれかを選ぶことができる。

3. 本条に定める選択権は、当該ストライキ又はロックアウト発生後遅滞なくこれを行使しなければならない。

第24条【強制使用】

本船が日本国政府に強制使用されたときは、船主(運送人)は、本契約を無償解除することができる。ただし、随意契約による官公署の傭船については、船主(運送人)は、傭船者の承認を得なければ、これに応ずることができない。

第25条【共同海損】

共同海損は、西暦1994年のヨーク・アントワープ規則に従ってこれを処理する。

第26条【契約違反】

本契約に違反したものは、よって生じた損害を相手方に支払わなければならない。

第27条【仲裁】

1. 本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、両当事者は、互いに話し合いの要請に応じ、誠意をもって解決するよう努力しなければならない。
2. 前項の話し合いによって当該争いが解決しないときは、社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会に仲裁を付託し、仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。
3. 仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、仲裁申立て時の社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会仲裁規則による。